

令和9～13年度

長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）

要 求 水 準 書
（ 一 般 事 項 ）

長門市上下水道局

目次

第1章 総則 1

第1条（目的）	1
---------	---

第2章 業務内容 1

第2条（業務対象施設）	1
第3条（業務の内容）	1
第4条（業務の履行）	2
第5条（運転操作監視業務）	3
第6条（保守点検業務）	3
第7条（水質及び汚泥管理業務）	3
第8条（自家用電気工作物保安管理補助業務）	3
第9条（最大需要電力管理業務）	4
第10条（ユーティリティー調達管理業務）	4
第11条（補修修繕業務）	4
第12条（その他技術業務）	5
第13条（施設情報システムへのデータ入力補助業務）	5

第3章 リスク分担 6

第14条（リスク分担）	6
第15条（費用負担等）	7

第4章 水質及び汚泥管理業務並びに最大需要電力管理業務に関する基準値 7

第16条（水質管理業務に関する基準値）	7
第17条（汚泥管理業務に関する基準値）	9
第18条（最大需要電力管理業務に関する基準値）	9
第19条（基準値超過における是正及び委託料の減額等）	9

第5章 業務実施体制 10

第20条（業務総括責任者、副総括責任者並びに水質主任の選任）	10
第21条（業務総括責任者の職務）	10
第22条（副総括責任者の職務）	10

第 2 3 条（水質主任の職務）	11
第 2 4 条（有資格者・有経験者）	11
第 2 5 条（安全の確保）	11
第 2 6 条（発注者が求める有資格者）	12
第 2 7 条（緊急事態発生時等の対応）	12
第 2 8 条（教育及び訓練）	13
第 6 章 提出書類	13
第 2 9 条（本業務に係る提出書類）	13
第 3 0 条（当該月に係る業務実施計画書）	13
第 3 1 条（当該月に係る業務報告書）	14
第 3 2 条（当該年度に係る業務報告書）	14
第 3 3 条（委託期間終了に伴う業務報告書）	14
第 3 4 条（業務実施中随時提出すべき書類）	14
第 7 章 業務提案等	15
第 3 5 条（受注者による効率化方策の提案等）	15
第 8 章 施設機能の確認	15
第 3 6 条（施設機能の確認）	15
第 9 章 業務の引継ぎ	16
第 3 7 条（業務の引継ぎ）	16
第 1 0 章 検査等	17
第 3 8 条（業務完了検査）	17
第 1 1 章 雑則	17
第 3 9 条（事務室等の使用）	17
第 4 0 条（貸与品）	17
第 4 1 条（地元業者の育成等）	17
第 4 2 条（従業員の服装）	17
第 4 3 条（疑義）	17

長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）

要求水準書（一般事項）

第1章 総則

（目的）

第1条 本要求水準書は、長門市（以下「発注者」という。）が発注する東深川・俵山浄化センター及びポンプ場等（以下「センター等」という。）の維持管理業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 本業務は、センター等の機能を常時適切な状態に保つことによって、維持管理の一層の向上と維持管理費の低減を図り、運営の効率化と良質で安定した汚水処理等の実現を目的として、管理運営を包括的に委託するものである。

本要求水準書は、発注者が要求する最低限の水準等を示すものであり、その具体的手法は受注者の判断によるものとする。なお、本業務における各浄化センターの想定流入水量と想定流入水質は特記事項第1条に示すとおりである。

第2章 業務内容

（業務対象施設）

第2条 委託する業務対象施設は、特記事項第2条に掲げるとおりとする。

（業務の内容）

第3条 業務内容は次に示す業務とし、設備・機器が良好に作動し、総合的に施設の機能が発揮されるように行うものとする。なお、業務内容の詳細は特記事項第3条に掲げるとおりとする。

（1） 運転操作監視業務

監視室及び現場における監視、操作、業務日報の作成、計測値の記録を行う。

（2） 保守点検業務

施設の正常な運転を確保するために行う日常点検、週点検、月点検、年点検及び定期点検（自主検査含む）を行い、異常若しくは異常の兆候の発見に努め、これらを発見した際は更に臨時点検を行うものとする。

（3） 水質及び汚泥管理業務

東深川浄化センター及び俵山浄化センターの水質及び汚泥管理に関し、水質基準値及び汚泥含水率基準値を遵守するための運転等を行う。

(4) 自家用電気工作物保安管理補助業務

自家用電気工作物について電気事業法施行規則第52条第2項の規定による保安管理業務の補助を行う。

(5) 最大需要電力管理業務

東深川浄化センターの最大需要電力管理を行う。

(6) ユーティリティー調達管理業務

業務に使用するユーティリティーの調達及び管理を行う。

(7) 補修修繕業務

受注者自ら対応可能な軽微な補修修繕及び軽微な補修修繕以外で1件当たり税込100万円以下の再委託によって対応可能な修繕を行う。

(8) その他技術業務

補修修繕業務を効率的・経済的・計画的に実施するとともに必要に応じ修繕内容の精査等を行う。

(9) 施設情報のデータ作成業務

契約期間中における施設の維持管理状況把握に必要な情報を整理する。

(10) 緊急時の対応

自然災害及び事故等緊急事態発生時の対応を行う。また、これに備え定期的な訓練を実施する。

(11) 事務業務

庶務一般業務に係る作業及び打合せ、報告等に関する文書作成等を行う。

(12) 施設管理業務

施設管理として、施設清掃（窓ガラス及び周辺清掃含む）、除草又は草刈り、剪定等を行う。

(13) その他業務

その他業務として、採水業務、沈砂・し渣・脱水ケーキ搬出補助業務、別途発注のし尿等受入業務との調整、施設見学者への施設説明、降雨時のポンプ運転データ等の資料作成及び各種アンケートや調査資料の作成支援等を行う。

(業務の履行)

第4条 受注者は、業務実施に当たり危険防止及び安全衛生等に関して特に留意するとともに、関係法規を遵守し業務の円滑な進捗を図らなければならない。また、業務履行中に発生した廃棄物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、適正な処理を行わなければならない。

2 受注者は、センター等の維持管理において、機器の故障、大雨時の対応、処理機能の異常等が生じた場合には、速やかに発注者に通知し、後日改めて書面にて報告しなけれ

ばならない。

(運転操作監視業務)

第5条 受注者は、各種機器の機能等を十分に理解し、第29条第1項に示す業務計画書及び第30条に示す運転業務実施計画書に沿って、運転操作を適正かつ経済的に行わなければならない。

- 2 受注者は、第18条に示す最大需要電力に係る基準値を遵守する運転を行わなければならない。

(保守点検業務)

第6条 受注者は、機器故障等を未然に防止するとともに、各機器の延命化を心掛け、日常及び定期に点検整備を行わなければならない。また、受注者は第29条第1項に示す業務計画書及び第30条に示す保守点検業務実施計画書を、下水道施設維持管理積算要領(最新版) 下水道施設機械・電気設備保守点検基準(以下「下水機電保守点検基準」という。)及び完成図書、取扱説明書等を参考にして作成し、発注者の承諾を得た後、これに沿った適切な維持管理に努めなければならない。なお、特記事項第4条の記載の項目については上記に優先するものとする。

(水質及び汚泥管理業務)

第7条 第16条に示す水質基準値及び第17条に示す脱水汚泥含水率に関する基準値を遵守するための運転方案を作成し、業務を実施しなければならない。なお、運転方案は業務期間中毎年見直しを行うものとする。

- 2 特記事項第5条に定める水質及び汚泥の測定・分析を行い、本業務に反映させるものとする。また、測定値が第16条に示す基準値を超えた場合、是正計画を立案し、発注者に報告した上で業務を実施しなければならない。
- 3 処理区内で水質事故等が発生した場合、その原因究明に協力しなければならない。

(自家用電気工作物保安管理補助業務)

第8条 自家用電気工作物保安管理補助業務の実施に当たり、電気事業法、その他関係法令並びに当該電気設備保安規程を遵守しなければならない。

また、発注者及び受注者は、次に示す事項について、互いに確認した上で業務を行うものとする。

- (1) 発注者が、自家用電気工作物の工事、維持及び運用する際は、その保安を確保するに当たり、主任技術者の意見を尊重すること。
- (2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者が指示する保安事項に従うこと。

(最大需要電力管理業務)

第9条 センター等における契約電力超過防止のため、最大需要電力を管理しなければならない。

(ユーティリティー調達管理業務)

第10条 ユーティリティー調達管理業務は、センター等の維持管理に要する消耗品、原材料、部品及び薬品の調達及び管理を行うものであり、当該年度に係る調達計画及び当該月に係る調達計画を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

- 2 ユーティリティー調達管理の対象品は、特記事項第6条に記載する品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 3 受注者は、ユーティリティーについて常に在庫を把握するとともに適切に調達し、在庫不足により設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 4 受注者は、納入品及び在庫量等をユーティリティー調達月報に記録しなければならない。また、発注者が要求した場合は速やかに提示できるように常に整理しておかなければならない。
- 5 受注者が調達する物品については、業務着手前日までにその在庫量を調査・確認し、物品それぞれの在庫量について発注者と受注者の間で合意を得るものとする。
- 6 受注者は、業務契約終了時に前項で合意を得た在庫量と同等の量を在庫として揃えなければならない。
- 7 受注者は、当該年度内における市場経済的な問題が生じた場合、発注者と協議するものとする。

(補修修繕業務)

第11条 受注者は点検・整備により機器等に不良箇所、事故又は故障による破損箇所若しくはこれらの兆候を確認した場合については、次に定める措置を講じなければならない。

- 2 受注者は、当該機器等の現状、故障原因等を整理し、その内容を書面にて発注者に報告しなければならない。
- 3 特記事項第7条に記載する受注者自らが修理可能な軽微な補修修繕については、速やかにこれを実施し、発注者に書面にて報告するものとする。
また、緊急を要する故障があった場合は、直ちに応急措置を行うものとし、速やかにこれらを発注者に報告しなければならない。
- 4 前項の軽微な補修修繕以外で1件当たり税込100万円以下のものについては、受注者による再委託とし、特記事項第7条に記載の金額の範囲内で実施するものとする。ただし、第43条に基づき協議を行った場合はこの限りではない。

また、受注者は、第31条に示す補修修繕進捗管理表を作成し、発注者に報告するも

のとする。なお、軽微なものを除き補修修繕を実施する際は、事前に材料等使用承諾願を発注者に提出し、承諾を得たうえで修理しなければならない。

- 5 受注者は、再委託による補修修繕においては、見積等を徴すなど、適正な手法により補修修繕を実施しなければならない。
- 6 受注者は、第3項及び第4項の補修修繕実施後は、速やかに見積書等・修繕状況の写真等を添付し、故障等緊急対応・措置月報にて実施状況を発注者に報告しなければならない。
- 7 受注者は、緊急修繕を除き、補修修繕進捗管理表に基づき補修修繕を行うものとする。
- 8 受注者は、発注者が別途行う工事、修繕、検査及びメーカー等に要請して行う点検等の際は、施設の運転等の対応を行わなければならない。

(その他技術業務)

第12条 受注者は、計画的な維持管理を実施するため、施設状況、点検結果、修繕費等及び優先順位を勘案し、全般的な補修修繕実施提案書を作成し、発注者の求める期限までに提出しなければならない。

- 2 受注者は、補修修繕における交換部品を使用環境に耐え得る材質に変更するなど、より長寿命化かつ省エネルギー化となるよう留意すること。
- 3 受注者は、施設状況、機器の故障状況等に係る報告書を提出すること。
- 4 受注者は、発注者が別途行う修繕・工事の立会い、試運転、止水等運転操作に係る作業支援を行うこと。なお、これに伴い運転時間の延長等大幅な変更を伴う場合は、発注者と協議し決定する。

(施設情報のデータ作成業務)

第13条 受注者は、第31条、第32条、第33条及び第36条の業務報告書の内容のうち、施設の維持管理状況を把握する上で必要なものについて整理し、電子データで発注者に提出すること。

- 2 提出するデータについては本業務期間中に最低1回以上機器の健全度を含むものとし、その他については発注者と協議し決定する。

第3章 リスク分担

(リスク分担)

第14条 本業務に係るリスク分担は下表のとおりとする。

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受注者の責めにより契約を結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の行う業務の不備に起因して運営段階における浸水等が発生した場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟 ※1		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務の不備に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間中のインフレ・デフレ	○	○
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	業務計画書に関するリスク	業務計画書の不履行		○
	放流水質、脱水汚泥含水率変動リスク	要求水準を満足できない場合（不可抗力については受注者の責めがない場合に限る。）		○
	突発修繕費の増大リスク	受注者の責めによる修繕費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	受注者が行う維持管理業務の不備による施設の損傷		○
		発注者の責めにより施設が損傷した場合	○	
		上記以外のもの ※2	○	○
	補修・修繕部分のリスク	受注者の実施した補修・修繕箇所の瑕疵に関する修繕費用		○
	業務提案に係るもの			○

※1 住民問題に係る窓口は発注者とする。

※2 負担割合は原因・状況を基に協議により決定する。

(費用負担等)

第15条 業務遂行上必要とされる費用の内、以下は発注者が負担する。

- (1) 第14条に示すリスク分担で発注者の負担と定める事項
- (2) センター等で使用する電気料金・水道料金・燃料費
- (3) 法定水質試験検査業務に係る費用
- (4) 通報装置に係る回線使用料金
- (5) 発注者の支給、貸与する物品
 - イ 第3条第2号及び第7号で使用する専用工具
 - ロ 完成図書類
 - ハ 事務所及び付帯設備（管理するために必要な消耗品は除く）
 - ニ 駐車スペース（受注者が業務に使用する車両及び勤務者車両）
 - ホ 貸与する事務所の場所については特記事項第8条に示す。
 - ヘ 受注者の申請により発注者が認めたもの

第4章 水質及び汚泥管理業務並びに最大需要電力管理業務に関する基準値

(水質管理業務に関する基準値)

第16条 水質管理業務に関する基準値は下表のとおりとする。なお、基準未達日数の算出については特記事項第9条に示す。

水質管理業務に関する基準値

(東深川浄化センター)

放流水質	基準値 1	基準値 2【法定基準】 (最大・最小値)	基準値 2 設定根拠
T・BOD	10mg/l 以下	15mg/l 以下(日間平均値)	下水道法施行令
		20mg/l 以下(日間平均値)	県条例（下水終末処理施設の高級処理）
		25 mg/l 以下(最大値)	
S S	10mg/l 以下	70 mg/l 以下(日間平均値)	県条例（下水終末処理施設の高級処理）
		90mg/l 以下(最大値)	
C O D	15mg/l 以下	20 mg/l 以下(日間平均値)	県条例（下水終末処理施設の高級処理）
		25 mg/l 以下(最大値)	
T－N	30mg/l 以下	60 mg/l 以下(日間平均値)	水質汚濁防止法
		120mg/l 以下(最大値)	水質汚濁防止法
T－P	5mg/l 以下	8 mg/l 以下(日間平均値)	
		16 mg/l 以下(最大値)	
p H		5.8 以上 8.6 以下	水質汚濁防止法
大腸菌数	400CFU/ml 以下	800CFU/ml 以下	水質汚濁防止法

(俵山浄化センター)

放流水質	基準値 1	基準値 2【法定基準】 (最大・最小値)	基準値 2 設定根拠
T・BOD	15mg/l 以下	15 mg/l 以下(日間平均値)	下水道法施行令
		20 mg/l 以下(日間平均値)	県条例 (下水終末処理施設の高級処理)
		25 mg/l 以下(最大値)	
S S	20mg/l 以下	70 mg/l 以下(日間平均値)	県条例 (下水終末処理施設の高級処理)
		90 mg/l 以下(最大値)	
COD	15mg/l 以下	30 mg/l 以下	総量規制値
T-N	10mg/l 以下	60 mg/l 以下(日間平均値)	水質汚濁防止法
		120mg/l 以下(最大値)	総量規制値
		60 mg/l 以下	
		14 mg/l 以下(日間平均値)	下水道法施行令
T-P	3mg/l 以下	8 mg/l 以下(日間平均値)	水質汚濁防止法
		16 mg/l 以下(最大値)	総量規制値
		4 mg/l 以下	
pH		5.8 以上 8.6 以下	水質汚濁防止法
大腸菌数	400CFU/ml 以下	800CFU/ml 以下	水質汚濁防止法

- (1) 基準値 1 を各測定日において超過した場合、第 19 条第 2 項に定める是正の対象とする。
- (2) 基準値 2 を各測定日において超過した場合は、第 19 条第 3 項に定める契約解除、及び第 19 条の 2 第 2 項に定める委託料の減額の対象とする。
- (3) 上記にかかわらず、発注者から異常の前兆等の指摘があった場合、受注者は是正の対象として対応しなければならない。

(汚泥管理業務に関する基準値)

第 17 条 汚泥管理業務に関する基準値は下表のとおりとする。

汚泥管理業務に関する基準値（東深川浄化センター）

項目	年間平均値【性能基準】
脱水ケーキ含水率	83%以下

ただし、含水率が78%を下回らない運転を行うこと。

(最大需要電力管理業務に関する基準値)

第 18 条 最大需要電力管理業務に関する基準値は下表のとおりとする。

最大需要電力管理業務に関する基準値

場所	契約種別	最大需要電力
東深川浄化センター	高圧 TOUA	300 kW 以下

(基準値超過における是正)

第 19 条 受注者は、第 16 条及び第 18 条に示す基準値を遵守できなかった場合は直ちに発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、基準値超過を確認した日から1週間以内に原因究明を行った上で是正計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。また、是正措置については、発注者の承諾を得た後、計画に沿って実施するものとする。

なお、原因究明・是正計画書の作成及び是正措置の実施に係る費用（追加の水質検査の費用も含む）は、受注者が負担するものとする。ただし、基準値超過の原因が流入水又はやむを得ない事態等の受注者に責任のない場合は、上記に係る費用を発注者に請求することができるものとする。

3 受注者は、第 16 条に規定する基準値 2 を超過した場合、是正措置の効果を確認し、基準値を満たすまで発注者に改善状況を報告しなければならない。これに係る費用については受注者の負担によるものとする。

なお、受注者に責任のない場合を除き、基準値 2 を満足できない状態が 90 日以上継続した時には、発注者は契約を解除することができるものとする。また、前項の是正計画書が期限内に提出されない場合や是正計画書どおりに業務を行わない場合についても、発注者は契約を解除することができるものとする。

(委託料の額の変更)

第 19 条の 2 委託料の額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

2 第 16 条に規定する放流水質及び第 17 条に規定する脱水ケーキ含水率が法定基準及

び性能基準を達成していないときは業務委託契約書別記3に定めるところにより、委託料の額を減額するものとする。ただし、受注者の責めに帰することができない理由により生じた場合には、この限りでない。

3 受注者が本業務のプロポーザルに際して発注者に提出した技術提案書において提案した業務水準が履行されていないことが判明した場合は、業務委託契約書別記3に定めるところにより、委託料の額を減額するものとする。

4 最大需要電力が第18条に示す基準値を超過した場合においては、業務委託契約書別記3に定めるところにより、委託料の額を減額するものとする。ただし、センター等の処理方法の変更等に伴い最大需要電力が超えることや、1日当たりの流入水量が特記事項第1条に示す各浄化センターの日最大汚水量を超えるなど発注者が認めた場合には、この限りでない。

第5章 業務実施体制

(業務総括責任者等の選任)

第20条 受注者は、維持管理に必要な資格を有する従業員の中から、業務総括責任者、副総括責任者及び水質管理主任者を選任しなければならない。なお、責任者と水質管理主任者は兼務できるものとする。

2 受注者は発注者に対し、受注者が業務総括責任者に付託する権限を書面で通知しなければならない。

3 業務総括責任者及び副総括責任者は下水道法第22条第2項で定める資格を有する者とする。

4 水質管理主任者は、標準活性汚泥法の下水処理場において、水質管理の業務に2年以上従事した経験を有する者とする。

(業務総括責任者の職務)

第21条 業務総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 業務の現場責任者として、電気設備保安規程、下水道関係法令、労働関係法令、その他関係諸法規を遵守し、副総括責任者・水質管理主任者及び従業員の指揮監督を行うこと。

(2) 日常の業務履行状況を、随時発注者に報告するとともに必要に応じ書面により協議するものとする。

(3) 従業員を教育し、技術の向上及び事故防止並びに安全衛生等に努めること。

(副総括責任者の職務)

第22条 副総括責任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 業務総括責任者を補助し、従業員教育、技術の向上及び事故防止並びに安全衛

生等に努めること。なお、業務総括責任者が不在の場合は代務者として発注者と協議することができる。

(2) 業務の現場副総括責任者として、電気設備保安規程、下水道関係法令、労働関係法令、その他関係諸法規を遵守し、従業員の指揮、監督を行うこと。

(3) 日常の業務履行状況を、随時業務総括責任者に報告すること。

(水質管理主任者の職務)

第23条 水質管理主任者の職務は、次のとおりとする。

(1) 第7条の業務実施に当たり、水質等基準値の確認及び従業員の指揮、指導を行うこと。

(有資格者・有経験者)

第24条 業務履行上で必要な有資格者については、第26条に記載するとおりとする。

また、従業員については電気、機械、水質等の技術能力を有した者若しくは技術能力を有した者の指導により運転操作、保守点検、水質管理等を行うことができる者であること。

2 受注者は、機器の故障修理をする際には、当該機器の運転、修理等に精通した者を配置しなければならない。

3 受注者の従業員で業務の履行上著しく不適当と認められる者があった場合、受注者は業務の支障にならないよう速やかに措置を講じなければならない。

(安全の確保)

第25条 受注者は、労働安全衛生法、同施行令、同施行規則及びその他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生防止に努めること。

2 受注者は、事故防止を図るため安全対策を第29条で定める業務計画書で明確にしておくこと。

3 受注者は、業務遂行に当たり電気、薬品類、毒性ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し、適切な作業方法の選択及び作業員の配置を行い、危険防止に努めること。

4 受注者は、発注者が別途行う工事、補修修繕、検査及びメーカー等に要請して行う点検等の実施場所と業務での作業場所が近接又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないよう処理すること。

5 受注者は、業務遂行に当たり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに速やかに発注者に報告しなければならない。

6 危険作業の実施に当たっては、安全確保の観点から必ず複数名で実施しなければならない。また、作業に当たっては、総括責任者あるいは副総括責任者に事前に報告するも

のとする。

(発注者が求める有資格者)

第26条 業務に必要な資格は次の各号のとおりとする。ただし、本業務に従事する従業員1名が複数の資格を有する場合も可とする。

- (1) 第一種電気工事士若しくは認定電気工事従事者
- (2) 甲種又は乙種第四類危険物取扱者（消防法第13条第1項の規定による危険物保安監督者として届け出ること。）
- (3) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (4) 特定化学物質作業主任者
- (5) 玉掛技能講習修了者
- (6) ガス溶接技能講習修了者
- (7) アーク溶接業務特別教育学科修了者
- (8) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- (9) 下水道法第22条第2項の規定による有資格者
- (10) 高圧電気特別教育修了者
- (11) 低圧電気特別教育修了者
- (12) クレーン運転業務特別教育修了者
- (13) 特級又は1級ボイラー技士
- (14) その他、業務を履行するのに受注者が必要とする資格

(異常事態や天災等の対応)

第27条 受注者は、あらかじめ自然災害及び事故等の異常事態や天災等の発生に備え、従業員を非常招集できる体制を確立し、その体制を発注者に届け出なければならない。

- 2 受注者は、異常事態や天災等の発生時において発注者等の連絡を受けてから、2名以上の従業員が60分以内に現場へ到着し対応が図れる体制としなければならない。
- 3 本市において災害対策本部が設置されたとき又は発注者からの要請があったときは、予め定めた非常配置計画に従い、速やかに従業員を所定の場所に配備しなければならない。
- 4 受注者は、震度4以上の地震又はこれに相当する自然災害が発生した場合は、直ちに各施設の被害状況等を確認し、発注者に報告するものとする。
- 5 受注者は、異常事態や天災等の発生時、業務計画書に記載する「緊急時の対応に関すること」を迅速かつ確実に実行しなければならない。
- 6 本条でいう異常事態や天災等とは特記事項第10条で示すものをいう。

(教育及び訓練)

第28条 受注者は、本業務に従事する者に対して、新規入場者教育・安全教育・社内研修を適宜実施し、必要な知識の習得及び技能の向上を図らなければならない。

2 受注者は、緊急事態発生時に備え、年間1回以上自主訓練を行うものとする。

3 受注者は、前2項の実施について、発注者に実施計画書及び実施報告書を提出するものとする。

第6章 提出書類

(本業務に係る提出書類)

第29条 受注者は、次の書類を発注者に提出しなければならない。なお、提出期限等は特記事項第11条に示す。

(1) 着手届

(2) 業務計画書(第2章に記載の業務に関する計画)

(3) 業務総括責任者届

(4) 副総括責任者届

(5) 水質管理主任者届

(6) 組織表(現場管理、安全管理、緊急体制、有資格者、従業員名簿)

有資格者については資格を証するものの写しを添付すること。

(7) 貸与品リスト

(8) 施設等機能確認報告書(業務着手前)

(9) その他業務を履行するため、発注者が必要とするもの

2 受注者は、各年度においても当該年度に係る計画として前項第2号に掲げる業務計画書を前年度末日までに提出しなければならない。

3 上記提出書類に変更が生じたときには直ちに変更届を提出すること。

(当該月に係る業務実施計画書)

第30条 受注者は、当該月に係る業務計画として、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。なお、提出期限等は特記事項第12条に示す。

(1) 運転業務実施計画書

(2) 保守点検業務実施計画書

(3) 水質及び汚泥管理業務実施計画書

(4) その他実施予定の業務実施計画書

(当該月に係る業務報告書)

第31条 受注者は、当該月終了に伴い、当該月に係る業務報告書として、次の各号に掲げるものを提出しなければならない。なお、提出期限等は特記事項第13条に示す。

- (1) 前条の業務実施計画の実績に関する報告書
- (2) 当該月のセンター等施設管理状況説明書
- (3) 運転業務月報
- (4) 水質及び汚泥管理月報
- (5) 保守点検月報
- (6) ユーティリティー調達月報
- (7) 故障等緊急対応・措置月報
- (8) 補修修繕進捗管理表
- (9) その他実施した業務報告書
- (10) 業務履行状況が確認できる写真(故障等緊急対応・措置内容及び発注者が求めたもの)

(当該年度に係る業務報告書)

第32条 受注者は、当該年度終了に伴い、当該年度に係る業務完了報告書として、次に掲げるものを提出しなければならない。なお、提出期限等は特記事項第14条に示す。

- (1) 当該年度に係る業務完了届
- (2) 当該年度のセンター等施設管理状況説明書
- (3) 運転業務年報(電子データも提出すること)
- (4) 水質及び汚泥管理年報(電子データも提出すること)
- (5) 保守点検年報(電子データも提出すること)
- (6) ユーティリティー調達年報(電子データも提出すること)
- (7) 故障等緊急対応・措置年報(電子データも提出すること)

(委託期間終了に伴う業務報告書)

第33条 受注者は、委託期間終了に伴い、当該委託期間に係る業務完了報告書として、次に掲げるものを提出しなければならない。なお、提出期限等は特記事項第15条に示す。

- (1) 業務完了届
- (2) 第36条において定める施設等機能確認報告書(委託期間終了時)
- (3) 第37条において定める業務の引継ぎ等に係る書類

(業務実施中随時提出すべき書類)

第34条 受注者は、業務実施中、必要に応じ次に掲げるものを提出しなければならない。

なお、提出期限等は特記事項第16条に示す。

- (1) 災害等発生報告書
- (2) 是正計画書
- (3) 是正報告書
- (4) 教育訓練計画書
- (5) 教育訓練実施報告書
- (6) 第13条において定める機器の健全度を含む施設情報のデータ（業務実施中）
- (7) 第36条において定める施設等機能確認報告書（業務実施中）
- (8) 協議書、各種依頼書、承諾願
- (9) 業務提案書
- (10) 補修修繕実施提案書

なお、(7) 第36条において定める施設等機能確認報告書は(6) 第13条において定める機器の健全度を含む施設情報のデータと兼ねることができる。

第7章 業務提案等

（受注者による効率化方策の提案等）

第35条 受注者は、運転保守管理業務を効率的、効果的に遂行するために、設備の設置及び既存設備の改良について、発注者に対して提案することができる。

- 2 発注者は、受注者の提案内容を検討し、承諾又は不承諾の通知を行うものとする。
- 3 受注者は、提案が承諾された場合、設備の設置又は既存設備の改良工事を行い、その概要について発注者へ報告するものとする。
- 4 前項の設備の委託期間終了時の取り扱いについては、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

第8章 施設機能の確認

（施設機能の確認）

第36条 業務着手前日までの間に、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、業務着手前の機能等の確認を行う。なお、確認すべき項目については、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

- 2 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（業務着手前）」を作成し、業務着手日の前日までに提出しなければならない。
- 3 発注者又は受注者は、必要があると認めるときは業務実施中のいつでも、相手方に対し、施設等の全部又は一部の機能確認の立会いを求めることができるものとする。この場合においては、速やかに、双方立会いのもとで機能確認を行わなければならない。

- 4 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（業務実施中）」を作成し、機能確認完了の日から14日以内に提出しなければならない。
- 5 本条第3項の機能確認の結果、所定の機能が確保されていないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定めるものとし、その原因が受注者によるものについては受注者の負担で対応しなければならない。
- 6 委託期間終了時（契約更新となる場合を除く。）若しくは発注者又は受注者が契約を解除しようとするときは、委託期間終了日の30日前から委託期間終了日までの間に、発注者及び受注者は、双方立会いのもと、第2項及び第4項の「施設等機能確認報告書」をもとに施設の機能確認を行うものとする。
- 7 受注者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した「施設等機能確認報告書（委託期間終了時）」を作成し、委託期間終了日までに提出しなければならない。
なお、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されていないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な措置を定めるものとし、その原因が受注者によるものについては委託期間終了日までに受注者の負担で対応しなければならない。

第9章 業務の引継ぎ

（業務の引継ぎ）

- 第37条 契約締結日から令和9年3月31日までの期間を準備期間とし、受注者は選任する業務総括責任者・副総括責任者及び水質管理主任者に本業務の研修を受けさせ、業務着手までに発注者及び前業務受注者から引継ぎ等を完了させておくこと。ただし、引継ぎ等に要した費用は受注者の負担とする。
- 2 本契約終了後に受注者が交代する場合には、受注者が委託期間を通じて作成した引継ぎ書を、次の受注者に引き渡すこと。
 - 3 受注者は、次の受注者に対して必要な研修を行い、知的財産権等に抵触しない限り、本業務において知り得たあらゆるデータ、技術、性能等を伝えること。
 - 4 前項において実施する研修期間は、新たな委託期間が始まる前に1カ月間以上設けること。

第10章 検査等

（業務完了検査）

- 第38条 受注者は、当該月及び当該年度並びに委託期間が終了したときに発注者の業務

完了検査を受けなければならない。

2 前項に掲げる検査は以下のとおり実施するものとする。

- (1) 委託期間の最終月における当該月の検査及び当該年度の検査は、契約期間満了に伴う業務完了検査と併せて行うことができるものとする。
- (2) 受注者は、業務完了検査を受けるときは、当該月の終了時にあつては第31条の書類を、当該年度の終了時にあつては第32条の書類を、委託期間終了時にあつては第33条の書類を提出しなければならない。
- (3) 業務完了検査及び当該年度業務完了検査とは別に発注者と受注者で当該月及び当該年度の報告会を実施するものとする。検査及び報告会は同日に行うことができるものとする。

第11章 雑則

(事務室等の使用)

第39条 事務室等の使用期間中、受注者の責による汚損等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復しなければならない。

2 事務室等の火災防止のために、火気について適正な取扱いをしなければならない。

(貸与品)

第40条 受注者は、貸与された物品について台帳を作成し、その保管状況を明確にしておかなければならない。

2 貸与品を損傷、又は紛失した場合には、受注者がこれを弁償する。

(地元業者の育成等)

第41条 受注者は、地元業者育成等の目的で、業務の一部を従来発注者が委託していた維持管理業者等を活用するよう努めなければならない。

(従業員の服装)

第42条 従業員には、清潔で作業に安全な服装をさせ、従業員であることを明示する社章・名札等を着用させること。

(疑義)

第43条 本要求水準書に疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者とが協議の上、これを定めるものとする。